

「可児市は『だれもが輝く男女共同参画のまち・可児』を目指しています」

# 男女がともに働ける環境を



今年の6月30日に改正育児・介護休業法が施行されました。今回は、育児休業に関する改正ポイントを紹介いたします。

## 改正ポイント① 短時間勤務制度の義務化

仕事と子育てを両立しやすくするため、3歳までの子を養育する労働者（父母とも）の短時間勤務（1日6時間）制度の設置を事業主に義務付けました。

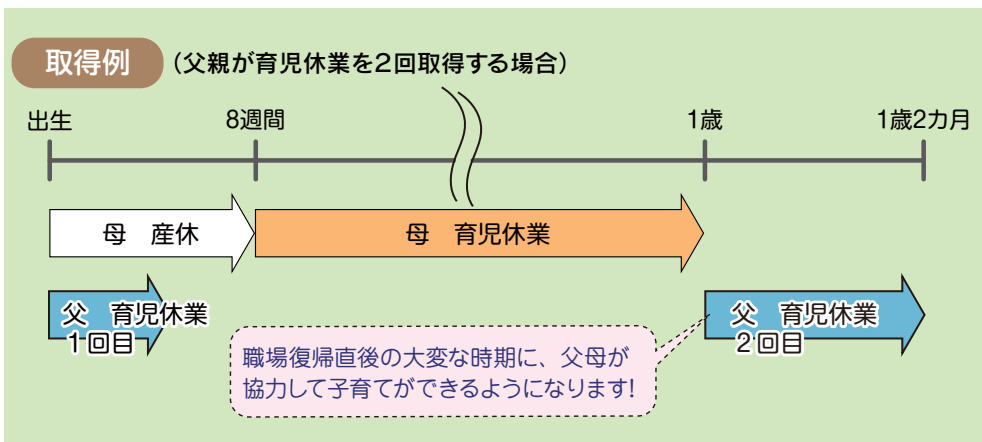
また、3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます。特に女性は、育児休業後の働き方の選択肢が広がり、出産後も継続して就業しやすくなります。

## 改正ポイント② 子の看護休暇制度の拡充

小学校就学前の子の看護休暇について、一人であれば年5日、二人以上であれば年10日取得できます。

## 改正ポイント③ 父親の育児休業の取得促進

○出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進



出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合であっても、再度の取得が可能となります。これまでは、産後8週間以内に父親が長期の休みを取るできませんでした。

○パパ・ママ育児プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長）

母だけでなく父も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2カ月に達するまで（2カ月分は父のプラス分に延長されます）。

○労使協定による専業主婦（夫）除外規定の廃止

父母の仕事の有無に関係なく、すべての労働者が育児休業を取得できるようになりました。

## 男性の育児休業

### 取得率は？

厚生労働省が実施した平成21年の「雇用均等基本調査」結果では、男性の育児休業の取得率は1・72%（前年

より0・49ポイント増）と過去最大でしたが、国は、平成29年に10%という目標を掲げており、まだまだ遠く及ばない状況です。

「職場の制度は整っているけれど、上司や周りに迷惑を掛けると思う」と言い出している」というパパの声を聞きます。国のアンケート調査でも、育児休業を取得したいと思っている男性は3割を超えており、取りやすい職場環境づくりも大切です。

パパも育児休業をとり、子育てする時間が増えることは、子どもにとってママにとってもプラスです。また、男性自身が主体的に子育てすることは、父親としてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図っていくために有効です。

## 事業主の皆さんへ

これらの改正は、常時100人以上の労働者を雇用する事業主については、平成24年6月30日まで一部適用が猶予されるので、それまでに制度を整備してください。

改正育児・介護休業法の詳しい内容については、岐阜労働局雇用均等室【0508(206)1-220】までお問い合わせください。

問合先 総合政策課